

奈良県立医科大学 FD 委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学に、本学における教員の教育能力や資質の開発を図るファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を推進するため、奈良県立医科大学FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議することを目的とする。

- 一 授業内容、授業方法の改善・向上に関すること。
- 二 FDに関する研修会の実施に関すること。
- 三 教員への授業アンケート調査の企画・実施・分析に関すること。
- 四 学生による授業評価の企画・実施・分析に関すること。
- 五 卒業生へのアンケート調査に関すること。
- 六 その他FDの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育開発センター教育教授
 - 二 教養教育部長
 - 三 基礎教育部長
 - 四 臨床教育部長
 - 五 看護教育部長
 - 六 委員長が指名した教員 若干名
 - 七 その他委員長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長を置くものとし、教育開発センター教育教授をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 5 委員会は、必要に応じて各学科に部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育開発センターにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成20年11月6日）

この規程は、平成20年11月6日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月2日）

この規程は、令和4年6月2日から施行する。